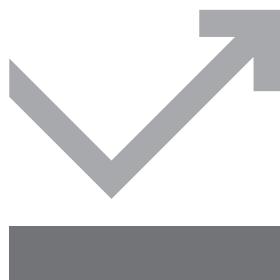


第9回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード：4170



KAIZEN PLATFORM

開催日時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
アクセス可能時刻：午前9時00分

決議事項 議案 取締役4名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4170/>



株式会社Kaizen Platform

証券コード 4170
2026年3月12日

株 主 各 位

東京都港区白金1丁目27番6号
株式会社Kaizen Platform
代表取締役 須 藤 憲 司

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の定時株主総会は、法令及び当社定款の規定に基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

つきましては、本総会には、株主様が実際にご来場いただける会場がございませんので、5頁の「場所の定めのない株主総会の運営について」をご確認のうえ、オンラインでご出席いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される予定でも通信障害等に備え、書面（郵送）又はインターネットによって行うことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において議案に対する賛否を入力されるか、いずれかの方法により2026年3月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
※総会当日は、午前9時00分頃からログインいただける予定です。
※ただし、通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができな
かった場合の予備日は、2026年3月28日（土曜日）午前10時といたします。
本総会を予備日に開催する場合は、当社IRサイト
(<https://kaizenplatform.co.jp/ir/>) において、速やかにその旨をお知らせい
たします。
- 2 開催方法 場所の定めのない株主総会といたします。
※詳細は、5頁～9頁のご案内をご確認ください。
※完全オンラインにて開催するため、株主の皆様実際に会場にご来場いただける会
場はございません。
- 3 目的事項
報告事項 第9期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、計算書類及び
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報
告の件
- 決議事項 議案 取締役4名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるもの
とします。
- (2) 書面（郵送）又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出
席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効とさ
せていただきます。
- (3) 本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面（郵送）又はインターネットに
より事前に行使された内容を有効とさせていただきます。また、書面（郵送）又はイン
ターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有
効とさせていただきます。
- (4) インターネットにより、複数回議決権を行使された場合には、最後の議決権行使を有効
とさせていただきます。
- (5) 書面（郵送）による議決権の行使において、議案に賛否の表示のない場合は、賛成の意
思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示い
ただき、2026年3月26日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】 当社の指定する議決権行使サイトより2026年
3月26日（木曜日）午後6時までに入力を完了してください。

なお、詳細につきましては5頁の「場所の定めのない株主総会の運営について」及び10頁の
「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

・本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社IRサイトに「第9回 定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社IRサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

当社IRサイト <https://kaizenplatform.co.jp/ir/>

・電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願いします。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

・下記サイトでもご確認くださいませ。

株主総会資料 掲載サイト <https://d.sokai.jp/4170/teiji/>

・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりませ。なお、監査役及び会計監査人は、下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告：直前3事業年度の財産及び損益の状況、主要な事業内容、主要な営業所、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、株式の状況、新株予約権等の状況、責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針
- ② 連結計算書類：連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③ 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
- ④ 連結計算書類に係る会計監査報告

・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社IRサイト及び東証ウエ

ブサイト並びに株主総会資料掲載サイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- ・ 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社IRサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

- ・ 通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、前述の予備日である2026年3月28日（土曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社IRサイト（<https://kaizenplatform.co.jp/ir/>）でお知らせいたしますので、5頁以下の「場所の定めのない株主総会の運営について」に従ってお手続きのうえ、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 本総会の運営に関して変更が生じた場合には、当社IRサイト（<https://kaizenplatform.co.jp/ir/>）で変更内容等をお知らせいたします。

以 上

場所の定めのない株主総会の運営について

1. 当日のオンライン株主総会への出席について

今回の株主総会は、遠方の方にも平等に権利を行使していただくために、インターネットを通じた場所の定めのない株主総会として開催し本総会の様子は以下のサイトで配信いたします。

株主総会配信サイト：<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

配信日時：2026年3月27日（金曜日） 午前10時～

※ログイン可能時間:午前9時00分頃からログインいただける予定です。

※通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社IRサイト（<https://kaizenplatform.co.jp/ir/>）において、あらためて日程等をご案内いたします。

ログイン方法：

「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」をお手元にご準備ください。

(1) 以下のいずれかの方法にてアクセスをしてください。

◎「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」に記載されているQRコードを読み込み、アクセスしてください。

※株主様固有のQRコードのため、「ログインID、パスワード」の入力は不要です。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

◎下記視聴URLをご入力いただき、ログイン画面にアクセスしてください。

アクセスされましたら、①「ログインID、パスワード」をご入力いただき、②「利用規約に同意する」にチェックをした後に、③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

《視聴URL》<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

《必要事項》ログインID、パスワード

(2) 「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。

(3) 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

2. 当日の議決権行使について

(1) 当日の議決権行使方法

当日ライブ配信ページにログイン後、議長の指示に従って、「議決権行使」タブより議案の賛否をご表示ください。

(2) 事前の議決権行使と株主総会当日の議決権行使との関係

株主様は本サイトにログインし、かつ議決権を行使いただくことにより、法的に本総会に出席されたものといたします。そのため、以下のようにお取り扱いいたします。

事前行使	株主総会当日	議決権行使の取り扱い
事前行使をした	議決権行使をした	当日の議決権行使が有効
	議決権行使をしなかった	事前の議決権行使が有効 ※
事前行使をしていない	議決権行使をした	当日の議決権行使が有効
	議決権行使をしなかった	不行使

※事前の議決権行使を複数回された場合においては、2頁記載の「4 招集にあたっての決定事項」(2)～(4)をご確認ください。

※賛否を選択せずに議決権行使完了ボタンを押した議案がある場合、当該議案は事前行使があったものも含め、棄権とお取り扱いいたします。

3. 当日のご質問について

当日ライブ視聴画面内より、テキストメッセージを送信いただく形でご質問等を受け付けます。

方法：

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面の質問欄等より、本総会の目的事項に関するご質問等についてご入力ください。なお、ご質問等はお一人様につき、2問まで、文字数は400文字までとさせていただきます。

※ご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたします。なお、ご質問のすべてに回答できない場合がございますので、予めご了承ください。

※同様の質問等の繰り返しや、膨大な文字量のテキストデータの送信、本総会の目的事項と無関係な内容や、プライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

4. 事前のご質問等について

本総会の目的事項に関しまして、下記の方法により、事前に本総会の目的事項に関するご質問、その他ご意見やコメント等をいただくこともできます。株主様のご関心が高い事項につきまして、本総会で採り上げたくうえで、ご説明をさせていただく予定です。

「1. ログイン方法」に従ってログインしていただき、「事前質問」ボタンよりご質問等の内容をご入力ください。なお、ご質問等は、お一人様につき、2問まで、文字数は400文字までとさせていただきます。

〔事前質問受付期間〕

本招集通知ご到着時～2026年3月20日（金曜日）午後6時

【インターネットを使った出席における注意事項】

(1)ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。通信障害等により株主様が被った不利益に関しては、当社では一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、通信障害等に備え、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

(2)ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

(3)「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

(4)本サイトの対応言語は、日本語のみとなります。

(5)SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。

<Engagement Portalサイトに関するお問い合わせ>

TEL 0120-676-808 （通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時及び開催当日の午前9時～株主総会終了）

【本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容】

- (1) 通信障害対策が講じられた株主総会専用システムを利用し、株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置します。
- (2) 通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、株主総会当日に、延会又は継続会の議長一任決議について諮り、また株主様への周知方法を含む対応マニュアルを予め整備します。

【本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容】

インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行ってくださいようお願いいたします。

【代理出席の取扱いについて】

- (1) 代理人によるバーチャル出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従い議決権を有する他の株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。
- (2) ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社指定の「代理の意思表示を記載した書面（いわゆる委任状）」及び「委任者の議決権行使書」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒108-0072 東京都港区白金1丁目27番6号 白金高輪ステーションビル10階

株式会社Kaizen Platform

株主総会事務局宛

（ご提出期限）2026年3月26日（木曜日）午後6時00分 必着

※ご提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合には、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

<配信環境等インターネット視聴に関する技術的なお問い合わせ>

TEL 03-6833-6217

株式会社バイキューブ

(株主総会当日の午前9時～株主総会終了)

【推奨環境】

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS ※各種最新	Windows	MacOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各種最新	Google Chrome、 Microsoft Edge(Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※上記環境においてもOS、ブラウザ固有の不具合や通信環境、端末により一部画面表示が崩れたり、正常に動作しない場合がございます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

当日のバーチャルオンリー株主総会にご出席される場合

パソコン又はスマートフォン等から株主総会オンラインサイト「EngagementPortal」(<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、当日ライブ視聴画面の案内に従って賛否をご入力ください。

日時：2026年3月27日（金） 午前10時00分開始

事前に書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2026年3月26日（木） 午後6時00分到着分まで

事前にインターネットで議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンで議決権行使書副票に記載のQRコードを読み取るか、議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限：2026年3月26日（木） 午後6時00分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
フリーダイヤル 0120-173-027 (9:00~21:00、通話料無料)

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年3月26日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（"なりすまし"）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使ウェブサイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードで
のログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行
ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様
のご負担となります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（4名）は、任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

再任

す ぶ じ け ん し
須藤 憲司

生年月日

1980年4月19日

所有する当社の株式数

3,033,300株

略歴、当社における地位及び担当

2003年4月 (株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）入社
2011年4月 (株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス） アドオプティマイゼーション推進室 推進室長
2013年3月 KAIZEN platform Inc.設立
2013年7月 KAIZEN platform Inc. Co-founder&CEO就任
2017年4月 当社 設立 取締役就任
Kaizen Platform USA, Inc. President就任（現任）
2017年6月 当社 代表取締役就任
2019年1月 当社 代表取締役兼執行役員就任
2021年3月 当社 代表取締役執行役員CEO就任（現任）
2026年1月 (株)Kaizen AIX Consulting 代表取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

(株)Kaizen AIX Consulting 代表取締役

取締役候補者とした理由

須藤憲司氏は、創業以来当社の代表取締役として経営の指揮を執り、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行に重要な役割を果たしております。その実績を活かし当社の企業価値の向上への寄与が期待出来ることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 2

再任

た か さ き は じ め
高崎 一

生年月日

1978年7月1日

所有する当社の株式数

65,500株

略歴、当社における地位及び担当

2002年4月 (株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）入社
2012年1月 (株)マクロミル入社
2012年7月 (株)マクロミル 執行役員経営戦略室長就任
2013年10月 (株)マクロミル 上席執行役員経営戦略室兼経理財務本部担当就任
2019年3月 当社 入社
2019年6月 当社 執行役員就任
2021年3月 当社 取締役執行役員CFO就任（現任）
2022年8月 (株)ディーゼロ 取締役就任（現任）
2026年1月 (株)Kaizen AIX Consulting 取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

(株)ディーゼロ 取締役
(株)Kaizen AIX Consulting 取締役

取締役候補者とした理由

高崎氏は、上場企業等におけるCFOとしての豊富な経験を有しており、当社入社以来資金調達や株式上場に従事し、ファイナンス領域において重要な役割を果たしております。その実績を活かし当社の企業価値向上への寄与が期待出来ることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

再任

社外

独立役員

すぎやま まさのり
杉山 全功

生年月日

1965年4月16日

所有する当社の株式数

4,000株

略歴、当社における地位及び担当

1989年9月 (株)ダイヤル・キュー・ネットワーク 取締役就任
1991年6月 (株)徳間インテリジェンスネットワーク 取締役就任
2000年6月 (株)インデックス入社
2004年3月 (株)ザッパラス 代表取締役社長就任
2009年8月 日活(株) 社外取締役就任 (現任)
2011年6月 (株)Synphonie (現(株)enish) 代表取締役社長就任
2014年6月 地盤ネットホールディングス(株) 社外取締役就任
2018年8月 (株)自律制御システム研究所 (現(株)ACSL) 社外取締役就任
2019年4月 (株)ROXX 社外取締役就任 (現任)
2020年8月 当社 社外取締役就任 (現任)
2024年8月 (株)アクセルスペースホールディングス 社外取締役就任 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ROXX 社外取締役

(株)アクセルスペースホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山全功氏は、複数の上場企業における取締役としての豊富な経験を有しており、経営全般についての助言・提言を期待できることから、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 4

再任

社外

独立役員

すぎの はら あきこ
杉之原 明子

生年月日

1986年11月20日

所有する当社の株式数

4,000株

略歴、当社における地位及び担当

2010年 4月	(株)ガイアックス入社
2014年10月	アディッシュ(株) 取締役管理本部長就任
2020年 3月	アディッシュ(株) 取締役組織戦略室掌管就任
2021年 1月	アディッシュ(株) 取締役就任
2021年 4月	特定非営利活動法人みんなのコード COO就任
2021年 5月	スローガン(株) 社外取締役就任 (現任)
2022年 3月	当社 社外取締役就任 (現任)
2025年 7月	特定非営利活動法人みんなのコード 代表理事就任 (現任)

重要な兼職の状況

スローガン(株) 社外取締役
特定非営利活動法人みんなのコード 代表理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉之原明子氏は、ベンチャー企業における事業経験とマネジメント経験を有するとともに、また、組織戦略におけるジェンダーギャップの解消やダイバーシティの推進に積極的に取り組んでおり、その実績を活かし当社の企業価値向上への寄与が期待できることから、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 杉山全功氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって、5年7ヶ月であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引続き独立役員とする予定です。
 3. 杉之原明子氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、4年であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引続き独立役員とする予定です。
 4. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条第2項において、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、杉山全功氏及び杉之原明子氏は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟取扱い時の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しました。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国経済における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、アメリカの今後の通商政策、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況にあります。

インターネット広告の市場規模は3兆6,517億円となり、「新聞広告費」「雑誌広告費」「ラジオ広告費」「テレビメディア広告費」を合計した「マスコミ四媒体広告費」の2兆3,363億円を大きく上回っております（注1）。また、日本国内のDX市場は中長期的な拡大を続け、2030年には9兆2,666億円の規模にまで成長すると予測されております（注2）。さらに、人材不足の課題は今後一層深刻化することが見込まれており（注3）、DXの推進が企業の事業継続や競争力確保において重要性を増す局面を迎えています。このように、事業変革をもたらすマーケティング領域におけるDXの重要性が高まる中、デジタル上の顧客体験を改善し事業成長を支援する当社グループの「攻めのDX」に対するニーズも引き続き堅調に推移しており、当社グループを取り巻く事業機会は拡大しているものと考えております。

このような経営環境の下、当社グループは、顧客体験と業務プロセスの両面におけるDXを推進するため、クラウドサービスとプロフェッショナルサービスを組み合わせた提供体制の強化に取り組んでまいりました。2025年4月には、生成AIを活用し、既存のウェブサイトや業務ツールと連携することで、利用者が特別な操作を意識することなく顧客体験の高度化を実現するコンセプトとして「Magical UX」を発表しました。さらに、2025年6月には、生成AIを活用したエージェント型ソリューションとして、「Kaizen Conversion Agent」および「Kaizen Personalize Agent」の提供を開始し、顧客獲得支援やパーソナライズの高度化を通じて、マーケティング領域におけるDXの費用対効果向上に寄与する取り組みを進めてまいりました。

また、当連結会計年度においては、収益性および事業効率の向上を目的として、米国子会社における一部事業の移管を含む海外事業の再編を実施し、事業ポートフォリオの最適化を進め

ました。加えて、2025年9月には、グループ会社である株式会社ハイウェルの商号を「株式会社Kaizen Tech Agent」に変更し、ブランド統合を通じてDX人材ソリューションおよび関連事業の提供体制強化を図っております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,354,800千円（前連結会計年度比3.7%減）、営業利益29,196千円（前連結会計年度は28,549千円の営業損失）、経常利益38,664千円（前連結会計年度比499.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益29,815千円（前連結会計年度は171,975千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

出典

(注1) ㈱電通「2024年 日本の広告費」

(注2) ㈱富士キメラ総研「2025 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」

(注3) 内閣府「令和5年版高齢社会白書」

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

プロフェッショナルセグメントは、コンサルティング、クリエイティブ制作、BPO、SESなどの専門サービスを通じて、企業のDX推進を総合的に支援しております。多様なDX人材をプロジェクトごとに最適にアサインし、戦略設計から実行フェーズまで一貫した伴走体制を構築し、高い専門性と柔軟性を兼ね備えた支援により、顧客課題の解決と事業成長に貢献しております。当連結会計年度においては、クロスセルによる顧客単価の向上が堅調に推移したものの、大手顧客への注力により取引アカウント数が減少し、業績に影響を及ぼす結果となりました。

この結果、売上高は3,908,739千円（前連結会計年度比6.7%減）、セグメント損失は91,706千円（前連結会計年度は32千円の利益）となりました。

クラウドセグメントは、当社独自のクラウドサービスを通じて、Webサイトや業務ツール、コミュニケーションプラットフォーム上での顧客体験の最適化を支援しております。タグの設置のみで導入可能な仕組みにより、生成AIを活用したA/Bテスト、パーソナライズ、スマート検索、多言語対応など、UX改善を迅速かつ柔軟に実現します。レガシーシステムへの影響を最小限に抑え、事業部門主導でのDX推進を可能とする点が特徴です。当連結会計年度においては、顧客単価及び取引アカウント数ともに向上し、売上が伸長しております。

この結果、売上高は446,061千円（前連結会計年度比33.2%増）、セグメント利益は120,903千円（前連結会計年度は28,582千円の損失）となりました。

事業別売上高

事業区分	第8期 (2024年12月期) (前連結会計年度)		第9期 (2025年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
プロフェッショナル	4,188,946千円	92.6%	3,908,739千円	89.8%	△280,206千円	△6.7%
クラウド	334,870	7.4	446,061	10.2	111,191	33.2
合計	4,523,816	100.0	4,354,800	100.0	△169,015	△3.7

② 設備投資の状況

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はございません。
- ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はございません。
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失
該当事項はございません。

③ 調達状況

運転資金の効率的な調達を行うため金融機関とのコミットメントライン契約500,000千円を締結しております。当連結会計年度末の実行残高はありません。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Kaizen Platform USA, Inc.	500千米ドル	100.0%	米国におけるグロースソリューションの展開
株式会社ディーゼロ	45,000千円	100.0%	Webサイトの企画・制作
株式会社Kaizen Tech Agent	10,000千円	100.0%	HR事業・採用支援事業

(注) 2025年11月1日付で、当社の連結子会社である株式会社ハイウェルは、商号を株式会社Kaizen Tech Agentに変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を主要な課題と捉えております。

① クライアントあたりの取引単価向上

当社グループが今後も持続的な成長を実現していくためには、クライアントあたりの取引単価向上が戦略的に重要だと考えております。引き続き高い成長が見込まれるマーケティングのDXの領域において、多様な業種の大手クライアントに対し、コンサルティング力を最大限に活かしつつ、デジタル上の顧客体験の改善に向けて一層充実したサービスを幅広く提供していくことにより、国内におけるDXニーズを的確に捉えてクライアントとの関係強化を図り、クロスセルをさらに積極的に推進することで、クライアントあたりの取引単価向上を目指してまいります。

② 生成AIを活用したソリューションの開発・拡充

生成AI（注）の登場により、マーケティングのDXのROIを飛躍的に向上させる可能性が高まっています。当社グループでは、そうした可能性を最大限引き出すために、硬直化した組織では採用・活躍しづらい高度な専門人材を、タイムリーにプロジェクトにアサインし、さらに、新たなテクノロジーをいち早く見出して試行し、迅速に利活用することを同時に強力に推進していき、既存システムを大きく改修することなく生成AI機能を導入可能とするクラウド基盤の整備等を通じて、クライアントのビジネスニーズにマッチした生成AIソリューションを開発し、拡充していくことに積極的かつ継続的に取り組んでまいります。

（注）生成AI…生成AIは、人工知能を活用し、テキストや画像、音声などのコンテンツを自動生成する技術であり、業務効率化や創造的作業の支援に活用される。

③ システムの安定性強化

当社グループは、インターネットを介したサービスを展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、そのための人員確保、教育・研修などを継続的に行ってまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、グロースハッカーの個人情報保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

⑤ 人事制度の拡充と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社グループは、今後更なる事業拡大を推進するにあたって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度の拡充に努めながら、業務遂行能力、当社グループの企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでおります。

また、当社グループは、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、内部統制及びコンプライアンスの強化に取り組んでおります。関係法令・規則の遵守、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、社内教育を行ってまいります。また、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する体制を取っており、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図っていく方針であります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役兼執行役員	須 藤 憲 司	全社 (株)Kaizen AIX Consulting 代表取締役
取締役兼執行役員	高 崎 一	経営企画室・経営管理部・人事部・経理財務部・グループサポート室 (株)ディーゼロ 取締役 (株)Kaizen AIX Consulting 取締役
取 締 役	杉 山 全 功	(株)ROXX 社外取締役 (株)アクセルスペースホールディングス 社外取締役
取 締 役	杉 之 原 明 子	スローガン(株) 社外取締役 特定非営利活動法人みんなのコード 代表理事
常 勤 監 査 役	小 田 香 織	(株)グッドコムアセット 社外取締役 PRONI(株) 社外監査役
監 査 役	林 依 利 子	依利法律事務所 所長 ERIO(同)代表社員 ロート製薬(株)社外取締役
監 査 役	今 井 智 一	(株)ラバブルマーケティンググループ 社外監査役 (株)フィネスコンサルティング 代表取締役 法律事務所 代表弁護士 (株)勸業ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役杉山 全功氏及び杉之原 明子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小田 香織氏及び林 依利子氏並びに今井 智一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小田 香織氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2025年3月27日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって、取締役杉田 浩章氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、社外取締役杉山 全功氏及び杉之原 明子氏、社外監査役小田 香織氏及び林 依利子氏並びに今井 智一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用を填補することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2022年2月24日開催の取締役会において当該決定方針を改定しております。当該各取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会に諮問し、答申を受けております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が2021年2月18日開催の取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に従うものであると判断しております。

上記改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針の概要

当社は下記方針に基づき、取締役の個人別の報酬を決定いたします。

- ・上場企業として、経営ビジョンに基づく企業価値最大化を実現する報酬制度とする。
- ・有能な人材の確保や動機付けを可能とする競争力ある報酬水準と内容とする。
- ・企業フェーズや事業環境の高ボラティリティ・高リスクを踏まえ、柔軟性のある制度とする。
- ・透明性が高く、過度な運用負荷のない簡易で明瞭な制度とする。

当社は固定報酬に加え、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与いたします。非金銭報酬等が報酬全体に占める割合は、固定報酬の30%の範囲内で設定いたします。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会において任意の報酬委員会に委任する旨を決議しております。

報酬委員会は権限の適切な行使のため、社外取締役を過半数とし、社外取締役を議長とし、毎期3月の取締役会にて委員を選任しております。

c. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する事項

固定報酬は、代表取締役を基準として役位別の係数を設定し、個人別の実績・成果を勘案して決定し、毎月固定額を支払うものとしております。

譲渡制限付株式は、付与数は役位及び職責に応じて、付与時の当社株価、株式市場への影響、当社の財務状況等を勘案して決定いたします。

取締役の個別の報酬の決定は報酬委員会に委任しており、毎年3月もしくは4月に決定いたします。

d. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年3月29日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬について年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額2,500万円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

ロ. 個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の委任に関する事項

a. 委任を受ける者の氏名並びに当社における地位及び担当

当社は、任意の報酬委員会を設置しており、個人別の報酬等の内容については、「報酬委員会規程」に定めるところにより取締役会の決議によって取締役の中から選定された委員で構成する報酬委員会に委任するものとします。

当該委員を構成する者

- | | |
|--------------------|--------|
| ・代表取締役兼執行役員（担当：全社） | 須藤 憲司 |
| ・社外取締役 | 杉山 全功 |
| ・社外取締役 | 杉之原 明子 |

b. 委任する権限の内容

取締役会は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」で定められる範囲、かつ法令及び定款上可能な範囲において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を報酬委員会に委任するものとします。

c. 委任をした理由

取締役の報酬等に関する透明性を高めるため、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役が占める報酬委員会に委任するものとします。

d. 委任する権限が適切に行使されるための措置の内容

報酬委員会は、議決に加わることができる委員の過半数が出席して審議し、その過半数をもって決議することとし、報酬委員会の委員長は、取締役会の決議によって社外取締役から定めるものとします。また、報酬委員会規程に基づき、特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができないこととし、取締役会が委任した権限が適切に行使されるようにしております。

八. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額	基本報酬	非金銭報酬
				譲渡制限付株式
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (3)	63,790千円 (11,110)	61,000千円 (10,800)	2,790千円 (310)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	— (—)
合 計 (うち社外役員)	8 (6)	77,590 (24,910)	74,800 (24,600)	2,790 (310)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、金銭報酬とは別枠で、2022年3月29日開催の第5回定時株主総会において、株式報酬の額として年額30,000千円以内、株式数の上限を年35,000株以内と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額2,500万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の人数及び報酬等の総額には、2025年3月27日に退任した社外取締役1名及び当該社外取締役の報酬等の額が含まれております。

二. 非金銭報酬の内容

非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,625,887	流動負債	432,179
現金及び預金	2,315,268	買掛金	124,493
売掛金及び契約資産	235,535	1年内返済予定の長期借入金	176,084
前払費用	47,023	未払金	38,207
その他	28,706	関係会社未払金	10,693
貸倒引当金	△645	未払費用	36,895
固定資産	1,549,222	未払法人税等	13,724
有形固定資産	14,369	未払消費税等	59
工具、器具及び備品	14,369	前受り金	22,291
無形固定資産	3,132	預り金	9,729
ソフトウェア	3,132	固定負債	1,591,135
投資その他の資産	1,531,719	長期借入金	432,591
投資有価証券	112,361	関係会社長期借入金	1,158,544
関係会社株式	1,351,261	負債合計	2,023,314
長期前払費用	3,042	(純資産の部)	
繰延税金資産	38,816	株主資本	2,151,309
敷金及び保証金	26,237	資本金	1,777,072
資産合計	4,175,109	資本剰余金	1,777,072
		資本準備金	1,777,072
		利益剰余金	△1,402,759
		その他利益剰余金	△1,402,759
		繰越利益剰余金	△1,402,759
		自己株式	△76
		評価・換算差額等	486
		その他有価証券評価差額金	486
		純資産合計	2,151,795
		負債純資産合計	4,175,109

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,227,177
売 上 原 価	1,291,649
売 上 総 利 益	935,527
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	890,534
営 業 利 益	44,993
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	17,774
業 務 受 託 料	14,832
投 資 事 業 組 合 運 用 益	6,711
そ の 他	3,651
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	33,525
支 払 手 数 料	6,723
そ の 他	300
経 常 利 益	47,413
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	218
税 引 前 当 期 純 利 益	47,631
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,289
法 人 税 等 調 整 額	△6,503
当 期 純 利 益	51,845

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社Kaizen Platform

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	山	精	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	田	洋	平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Kaizen Platformの2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記

事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社Kaizen Platform 監査役会

常勤監査役 小田香織 ㊟
(社外監査役)

監査役 林依利子 ㊟
(社外監査役)

監査役 今井智一 ㊟
(社外監査役)

以上



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。